

# 市川市史編さん基本計画(案)

平成 24 年 3 月 6 日

この基本計画は、「市川市史編さん基本方針」に表明する市川市史（以下、「市史」という）の編さん目的及び方向性を踏まえ、市史編さん事業を推進するために必要となる基本的な計画を定めるものである。

## 1 市史の構成内容

(1) 市史は、全 7 巻で構成する。

第 1 巻 地形と環境

第 2 巻 ムラとマチ

第 3 巻 まつりごとの展開

第 4 巻 変貌する市川市域

第 5 巻 民俗（仮称）

第 6 巻 自然とその変遷

第 7 巻 通史編（仮称）

(2) 第 1 巻から第 6 巻までの構成内容は、別表 1 のとおりとする。

## 2 市史の体裁

(1) 写真・図版類の掲載が多く見込まれることから、A 4 判とし、軽量化に努める。

(2) デザイン的に優れ、品質の高い「市史」となるように努める。

(3) 歴史系及び自然系並びにそれらの各部門は、相互に連携を図り、全体としての統一等に配慮する。

(4) 書籍以外の電子媒体での公開についても検討する。

## 3 市史の配布方法

(1) 市民が購入しやすい価格設定とする。

(2) 市史の普及と販売促進のため、広報活動に力を入れ、市民が購入しやすい方法を検討する。

## 4 付帯事業

市史編さん事業に対する市民の理解を得るとともに、編さん過程における調査・研究結果等の還元・普及に努めるため、以下の付帯事業を行う。

(1) 「市史研究いちかわ」の刊行

(2) 調査報告書類の刊行

- (3) 『写真図録（仮称）』の刊行
- (4) 『市川市史年表（仮称）』の刊行
- (5) 「市史編さんだより」の発行
- (6) 各博物館と連携した講演会・講座等の実施

## 5 編さん計画

- (1) 編さん期間  
編さん期間は、平成20年度から32年度の12年間とする。
- (2) 刊行計画  
年度別の刊行計画は、別表2のとおりとする。
- (3) 実施計画  
構成内容別の実施計画は別に定め、おおむね3年ごとに見直すものとする。

## 6 編さん体制

市史の編さん体制は以下のとおりとする。

また、必要に応じて庁内検討会等を設置するなど、関係各課との連携に努めるものとする。

- (1) 市川市史編さん委員会  
「市川市史編さん委員会条例」にもとづき、市川市史編さん委員会を設置する。
  - ア 市長の諮問に応じ、市史の編さんに関する基本方針及び市史の刊行計画について調査審議する。
  - イ 市史の編さん過程において把握された課題について、市長に意見を述べる。
- (2) 市川市史調査編集委員  
ア 市川市史の編集並びにこれに必要な調査研究及び資料収集をする。
  - イ 市史研究いちかわその他の付帯刊行物の編集並びにこれに必要な調査研究及び資料収集をする。
  - ウ 上記に掲げる職務の進捗状況について、報告をし、意見を交換し、及び情報を交換するために市長が開催する報告会に出席する
- (3) 市川市史編さん専門員  
ア 市史の編さんに関し必要な調査研究及び資料収集の計画を立案する。
  - イ 付帯刊行物の編集に必要な調査研究及び資料収集の計画を立案する。
  - ウ 上記計画の進捗状況を把握し、その管理又は調整を行う。
  - エ 市史の編さんに関し職員に必要な指導及び助言を行う。
- (4) 事務  
文化国際部映像文化センターは、市史編さん事業の事務局として、市川市史編さん委員会の円滑な運営及び市史編さん事業の推進に努める。

## 7 その他

この基本計画に定めるもののほか、市史の編さんに必要な事項は別に定める。